

# 大区画化等加速化支援事業交付金交付等要綱

制定 令和7年12月16日付け7農振第2144号

農林水産事務次官依命通知

## (趣旨)

第1 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、米の生産コストの低減を図るための政策の1つに「農地の大区画化」が位置付けられている。また、これを受けた土地改良長期計画（令和7年9月12日閣議決定）では、講ずべき施策として「担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化」が位置付けられ、計画期間（令和7年度から令和11年度）中の事業量は、水田の基盤整備で約9万ha、うち水田の大区画化（1ha以上）で約6万haとされており、基盤整備の大幅な加速化を図る必要がある。

このため、大区画化等加速化支援事業（以下「本事業」という。）により、法人等の農業者等が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を機動的に実施し、もって生産性の向上を通じた農業の持続的発展及び食料安全保障の確保を図ることとする。

## (通則)

第2 大区画化等加速化支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (事業の内容等)

第3 本事業において実施する事業の区分、事業内容、事業実施主体及び実施要件については、別表のとおりとする。

2 本事業における交付事業者は、別紙に定める都道府県大区画化等推進協議会の長とする。

## (事業の実施)

第4 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、地方農政局長等（交付事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては農林水産大臣（以下「大臣」という。）、交付事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄

総合事務局長、交付事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)の求めに応じ、第6第1項の規定による交付申請書の提出より前に、別記様式第1号による事業実施計画を提出しなければならない。

(交付の対象及び交付率)

第5 大臣は、交付事業者が本事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分に対する交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする交付事業者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（交付事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 地方農政局長等は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第9 交付事業者は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第10 交付事業者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等に遅滞なく届け出なければならない。

2 交付事業者は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、複数の者から見積りを徴収する等により経費の節減に努めなければならない。

3 交付事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る見積り合せに参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については見積り合せに参加させてはならない。

#### (債権譲渡等の禁止)

第11 交付事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (計画変更、中止又は廃止の承認)

第12 交付事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。

(3) 本事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (軽微な変更)

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

#### (事業遅延の届出)

第14 交付事業者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

#### (状況報告)

第15 交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政

局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付事業者が本事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局等（交付事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては農林水産省、交付事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局、交付事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局をいう。）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付事業者に対して本事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### （概算払）

- 第16 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第7号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 交付事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

#### （実績報告）

- 第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、事業者は、本事業が完了したとき（第12第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 交付事業者は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号によ

る消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第18 地方農政局長等は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 交付事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項の規定に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 地方農政局長等は、第12第1項第3号の規定による本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付事業者が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消

しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第21 交付事業者は、交付対象経費（本事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 交付事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、本事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### (残存物件の処理)

第23 交付事業者は、本事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第24 交付事業者は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第25 交付事業者は、間接交付事業者に間接交付金を交付するときは、本要綱第10、第12から第15まで、第17、第19第1項、第20、第21、第23及び第24の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなし。）においては、交付事業者の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号の規定による交付事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがあること。

2 交付事業者は、間接交付事業者（地方公共団体に限る。）に間接交付金を交付するときは、当該間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、当該間接交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による交付金調書を作成しておくべきことを条件

として付さなければならない。

- 3 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 交付事業者は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第8第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 5 交付事業者は、第1項第3号の規定により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

- 第26 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、交付事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

- 第27 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和7年●月●日から施行する。

別表（第3、第5及び第13関係）

| 区 分     | 事業内容                                                                                                                 | 経 費                     | 事業実施<br>主体                      | 交付率                                                       | 実施要件                            | 軽微な変更                                           |                           |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------|
|         |                                                                                                                      |                         |                                 |                                                           |                                 | 経費の配分の<br>変更                                    | 事業内容の変更                   |
| 1 ハード事業 | (1) 農用地の区画拡大<br>(2) 暗渠排水<br>(3) 湧水処理<br>(4) 末端畑地かんがい<br>施設<br>(5) 客土<br>(6) 除礫<br>(7) 更新整備<br>(8) 畑作転換工<br>(9) 病虫害対策 | 左の事業内容<br>の実施に要す<br>る経費 | 農村振興局<br>長が別に定<br>めるところ<br>による。 | 定額（上限<br>単価につい<br>ては、農村<br>振興局長が<br>別に定める<br>ところによ<br>る。） | 農村振興局<br>長が別に定<br>めるところ<br>による。 | 区分の欄に掲<br>げる1及び2の事<br>業の相互間にお<br>ける30%以内の<br>増減 | 事業実施主体の<br>名称の変更以外<br>の変更 |
| 2 ソフト事業 | (1) 条件改善推進費<br>(2) 協議会運営事業                                                                                           | 左の事業内容<br>の実施に要す<br>る経費 | 農村振興局<br>長が別に定<br>めるところ<br>による。 | 定額（上限<br>単価につい<br>ては、農村<br>振興局長が<br>別に定める<br>ところによ<br>る。） | 農村振興局<br>長が別に定<br>めるところ<br>による。 | 区分の欄に掲<br>げる1及び2の事<br>業の相互間にお<br>ける30%以内の<br>増減 | 事業実施主体の<br>名称の変更以外<br>の変更 |

(別紙)

## 都道府県大区画化等推進協議会

(目的)

- 第1 都道府県大区画化等推進協議会（以下「協議会」という。）は、第2の区域において大区画化等加速化支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、地域の農用地の大区画化等を促進し、もって当該区域内における農業の生産性向上を図ることを目的として設立する。

(区域)

- 第2 協議会は、都道府県の区域をその区域として設置するものとする。

(構成員)

- 第3 都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会、市町村のほか、農地中間管理機構、農業者団体（土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者）、農業法人協会、農業法人等のうちから事業内容や各都道府県の実情に応じてその構成員を選定する。
- 2 構成員には、必ず都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会及び市町村（大区画化等加速化支援事業交付金の交付の対象となる、又は交付の対象となることが見込まれる農地の存する市町村）を含むものとする。
- 3 令和9年3月31日までに協議会を設立する場合にあっては、前項の規定中「、都道府県土地改良事業団体連合会及び市町村（大区画化等加速化支援事業交付金の交付の対象となる、又は交付の対象となることが見込まれる農地の存する市町村）」とあるのは、「及び都道府県土地改良事業団体連合会」とすることができる。ただし、この場合において、令和9年4月1日以降は、前項の市町村を当該協議会の構成員としなければならない。

(規約等の要件)

- 第4 協議会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の意志決定の方法、事務及び会計処理の方法及び責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。
- (3) 協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 都道府県土地改良事業団体連合会の職員が、当該協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。
- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿っていること。

(設置手続)

- 第5 各都道府県内において、新たに協議会を設置しようとする者は、次の各号に掲げる協議会規約その他の規程を定めるとともに、協議会の事業計画を作成し、構成員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

- (1) 協議会規約
- (2) 事務処理規程
- (3) 会計処理規程
- (4) 文書取扱規程
- (5) 公印取扱規程
- (6) 内部監査実施規程

- 2 前項の議決により、当該協議会の長となった者（以下「協議会長」という。）は、当該協議会の構成員名簿、協議会規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第3第2項及び第4の要件を満たすことについて農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める様式により、地方農政局長等（協議会が北海道に所在する場合にあっては農村振興局長、沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に承認を申請しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、前項の申請の内容を審査し、第3第2項及び第4の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。

（規約変更手続等）

- 第6 協議会長は、第5第1項各号に掲げる協議会規約その他の規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に農村振興局長が別に定める様式により届け出なければならない。
- 2 地方農政局長等は、協議会が第3第2項及び第4の要件を欠いたと認めた場合又は本事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認められる場合は、第5第3項の承認を取り消すことができるものとする。また、同項の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

（大区画化等加速化支援事業実施主体への技術的支援・指導）

- 第7 協議会は、農業者等が事業実施主体としてハード事業を行う場合において、必要に応じ技術的支援及び指導を行うものとする。

（関係書類の閲覧）

- 第8 地方農政局長等は、必要に応じて、協議会に対し本事業に係る経理内容を調査し、本事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

（経理事務指導）

- 第9 地方農政局長等は、必要に応じて、協議会に対し、本事業に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

（証拠書類の保管）

- 第10 協議会又はその地位を承継したものは、本事業に係る交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、本事業に係る交付金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

（個人情報の適正な管理）

- 第11 協議会は、本事業の実施に際して得た個人情報について、次の各号に掲げる事項に留意して、適切に取り扱うものとする。
- (1) 本人の同意を得ている用途及び本事業の実施に必要な用途以外に利用しないこ

と

- (2) 本事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
- (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること
- (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに地方農政局長等へ報告すること
- (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること

2 地方農政局長等は、協議会に対し、本事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、地方農政局長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、協議会は地方農政局長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

(事務の委託)

第12 協議会は、本事業のうち協議会運営事業に係る事務の一部又は全部を当該協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該協議会以外の者に委託することができる。

(協議会の業務運営の透明性の確保)

第13 協議会は、構成員名簿、協議会規約その他の規程、事業計画書について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、構成員は、協議会に協力するものとする。

(報告)

第14 協議会長は、毎年度、前年度の協議会の事務内容を記載した年度事業報告書及び当該年度の協議会の業務内容を記載した年度事業計画書を、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に提出するものとする。